

内部環境監査

1 内部環境監査の概要

(1) 目的

KYOMSが適切に実施・維持管理されているかを確認し、不適合事項等の改善を図るとともに、他所属の良い取組事例を共有することにより、KYOMSの定着及び継続的な改善に取り組み、市役所における事業活動の環境負荷低減を図る。

ア 局区等内点検

局区等環境マネジメント実行責任者（局区等庶務担当部長等）の指示の下、局区等環境マネジメント運用管理調整役（局区等庶務担当課長等）が自らの局区内の所属について自己点検を行う。

なお、実施結果については、不適合事項3件（所属の取組の管理不足）、改善事項9件（財務会計システムへの適切な入力できていない場合があるなど）、総所見数は12件であった。これら指摘事項に対し、該当局区等の改善措置は実施済みである。

イ 局区等間監査

局区等から選出された内部環境監査員が他の局区等を監査する。

なお、実施結果については、[資料4](#)に記載

(2) 監査基準

適合：KYOMSが正常に運用されている

改善事項：KYOMS運用からは逸脱していないが、将来的に逸脱するおそれがある

不適合事項：KYOMSが機能していない